

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、中長期的な競争力の維持向上及び健全な事業の発展のため、株主、顧客企業、取引先、社員等すべてのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を経営の重要課題であると認識し、整備を行っております。この考え方にに基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本として、あらゆる法令やルールを厳格に厳守し、誠実かつ公正な企業活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき、記載しています(2022年4月4日以降適用となるプライム市場向けの原則を含みます)。

【補充原則1-2】及び【補充原則3-1】

当社の株主における海外投資家比率は10%未満と低いことから、議決権電子行使プラットフォームを利用可能とはしてはおりませんが、決算資料、株主総会招集通知等の一部英訳、シェアードリサーチ社による英文調査レポートの提供に加え、当社ウェブサイトにて英語での情報開示等を実施しております。今後、機関投資家及び海外投資家の株主比率の推移等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用や一層の英文による情報提供を検討いたします。

【補充原則2-4】

当社取締役会は、当社について2021年5月に監査等委員会設置会社へ移行するとともに、監査等委員である取締役においては半数を女性にした上で、管理職、中核人材の登用等における多様性の確保については積極的かつ継続的に進めておりますが、今後の事業ドメインの拡大及び企業規模の拡大に応じて、()多様性の確保についての考え方や自主的かつ測定可能な目標、実績値の開示、また、()多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針(これらの実施状況を含みます。)の開示についても検討してまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

()取締役会が()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選任・指名理由については、「株主総会招集ご通知」において一部開示しておりますが、今後さらに開示を充実させてまいります。

【補充原則3-1】

現状、当社のサステナビリティについての取組みや人的資本や知的財産への投資等を開示できる状況にはありませんが、今後、開示に向けて検討してまいります。

また、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響に関するデータ収集や分析は、現時点では、直接的な影響についての関連性が不明のため実施してはおりませんが、今後は、これらの重要性・必要性を踏まえ、情報収集を行うとともに、TCFD等の枠組みに基づき開示の質と量の充実について検討を進めてまいります。

【補充原則4-1】

当社は、企業の持続的な成長と発展に寄与する人材を確保するため、部長層から経営会議に参加させ、複数部門での経験を積ませるなど、経営陣幹部の後継者層を計画的に育成することを実施してまいります。当社は、現時点では社長等の具体的な後継者計画を公表してはおりませんが、後継者計画は会社経営上、非常に重要な事項であると考えており、今後も継続的に議論を深め慎重に計画を進めてまいります。

【補充原則4-2】

当社の企業理念である「クラウドで、世界を、もっと、はたらきやすく」がサステナビリティについての取り組みを要約した言葉と捉えており、今後は、取締役会においてサステナビリティに関する取組みを全面的に検討・推進するための枠組みを整備し、併せて、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略についても具体的方針の策定や実行、監督を行ってまいります。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、機動的かつ確かな意思決定を行うのに適切な規模を考慮の上、取締役会を構成することとしております。候補者の指名に際しては、性別・年齢・国籍を問わず、技能・知識・経験等の多様性に配慮しつつ、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を登用する方針としております。

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備えております。

なお、取締役のスキルマトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行ってまいります。

【補充原則4-11】

当社は、現時点では定期的な取締役会実効性評価は実施してはおりませんが、今後の取締役会の実効性を高めるためには実効性についての分析・評価を行うことが重要であるという認識に基づき、効果的な評価方法等について十分議論の上、評価プロセスの整備に努めてまいります。

【補充原則5-2】

当社は、現在、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は示してはおりませんが、今後、取締役会において検討・決定の上、開示すべき重要な決定であると判断した場合には、決算説明会資料等において開示することとしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき、記載しています(2022年4月4日以降適用となるプライム市場向けの原則を含みます)。

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、中長期的な視点に立ち、業務提携等に基づく協業を行うことを目的とし、株式を保有する場合があります。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、当社株主の利益に繋がるという保有メリットのある株式については、保有を継続する方針としております。政策保有株式の保有に関しては、取締役会において、保有目的の適切性、保有に伴う便益・リスク等を総合的に勘案の上、過去数年度の実績指標及び今後数年度の予想指標を用いて資本コストに対し十分な便益が得られているかの定量的な検証を行い、さらに当社と当該発行会社との今後の取引関係にかかる定性的な検証も行った上で保有の適否を判断いたします。なお、本事業年度の検証において、当該株式の保有が適切であったと判断しております。今後は、状況変化に応じて当該株式の保有が妥当でないとは判断した場合には、縮減するなど見直しをいたします。政策保有株式にかかる議決権行使にあたっては、当社の保有目的に照らし、当該議案が当社の保有方針に適合するかどうか、また、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、発行会社ひいては当社の企業価値の向上に資するかどうかを確認したうえで行うことといたします。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、毎期末に取引実績と翌期の取引見込みを集計し、取締役会において合理的な判断を行うため、調査・証拠・情報等を用いて内容を慎重に審議した上で、承認を得ることとしております。また、期中に新たな取引が発生した場合には、社内承認ワークフロー上での把握及び、チェックとともに、取引条件等が健全かつ適正であるかを経営会議にて審議し、開示対象となるような重要性が高い取引については取締役会で承認を得ています。なお、更なる監視強化のため、主要株主等との取引状況は、定期的にと取締役会にて報告することにより、当該取引を継続する合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性を監視し、取引の適正性に関して留意すべき事項があった場合には、取引継続の是非も含め検討しています。役員の利益相反取引については、都度、取締役会に報告し承認を得ております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度は導入しておりません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は「クラウドで、世界をもっと、はたらきやすく」のビジョンのもと、お客様の抱える課題や要望を正しく把握し、最大の強みであるクラウド基盤構築技術を活かし、顧客視点に立ったソリューションを提供することで、魅力的な就労環境の整備と生産性向上の実現に貢献していくことを経営の基本方針としております。ビジョンを実現すべく、常に変化する経営環境、市場動向に的確に対処しながら、クラウドの活用によって顧客及び取引先の競争力を高めることに寄与し、地域社会全体がよりはたらきやすい環境を整えることができるよう、社会の変革に向けて新しい取り組みを率先垂範する文化を醸成し企業価値のさらなる向上を図ってまいります。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方について、当社ウェブサイト及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しております。WebサイトURL: (<https://www.serverworks.co.jp/ir/management/governance.html>)

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たったの方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。

取締役については、2016年5月27日開催の第17回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。また別枠で、2019年5月29日開催の第20回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額100百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)と決議されております。

取締役の報酬は、報酬の決定につき取締役会から信任を受けた代表取締役大石良が、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して最終決定いたします。なお、今後の個人別報酬の額の決定方法については、金銭と株式を組み合わせた業績連動要素を高めた取締役報酬制度にする方針を取締役会で決議しております。引き続き詳細を検討し、2023年2月期より取締役報酬制度を改定する予定です。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たったの方針と手続

取締役候補者は、高度な倫理観・誠実性を有し、心身ともに健康であり、経営に関し客観的判断能力と専門知識を有している者から選任することとしております。取締役候補者は、上記の方針にしたがい、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会の同意に基づき、決定しております。

【補充原則4 - 1 】

当社は、取締役会規程及び職務権限規程を定め、取締役会への付議基準および経営陣に対する委任の範囲を明確にしております。取締役会付議基準に満たない事項については、全取締役(監査等委員である取締役を除く。)が参加する経営会議での議論を経て決定しております。

また、業務の執行を各取締役に委任することで、意思決定のスピードを向上させ、効率的な業務運営に心がけております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外役員の独立性については、東京証券取引所の独立性基準に準じて判断しております。また、当社事業への理解を深める努力を怠らず、かつ、自らの知見に基づき企業価値の向上の観点から活発に助言するなど、取締役会に対し建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【補充原則4 - 10 】

当社の取締役7名のうち、独立社外取締役4名が選任されており、取締役総数の過半数となっております。

独立社外取締役は、自身の高度な組織運営経験や資本政策等の知見、経営コンサルティング経験等を活かして、指名や報酬などに関する事項も含め取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。また、監査等委員である社外取締役4名も含めて、取締役会等で活発に議論しており、公正かつ透明性の高い体制が整備されております。

【補充原則4 - 11 】

社外取締役をはじめ、取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知等で開示しております。

【補充原則4 - 14 】

当社は、取締役が十分に機能を発揮することができるよう、法令遵守、コーポレート・ガバナンス、財務会計及びその他の重要な知識について適宜トレーニングの機会を提供し、職務遂行を支援してまいります。また、社外役員に対しては、就任後適時に、当社の企業理念、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、各所管部署または担当役員から説明を実施し、十分な理解を形成するよう努めております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、問合せ窓口としてIR担当者を経営管理部に置いて株主との対話の充実を図るIR体制を整備しております。株主との信頼関係を醸成するため、経営トップが出席する決算説明会を四半期毎に開催するとともに、逐次、個人投資家への説明会や機関投資家とのスモールミーティングを実施しております。また、海外の機関投資家に対しては、年間複数回、IR担当取締役が個別ミーティングの場を設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大石 良	2,871,200	37.43
株式会社テラスカイ	1,013,600	13.21
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	260,000	3.39
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	260,000	3.39
羽柴 孝	199,368	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	163,700	2.13
大塩 啓行	102,828	1.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	102,800	1.34
BBH / SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) / SMTTIL / JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	101,700	1.33
楽天証券株式会社	75,600	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 大株主の状況は、2021年8月31日現在の状況を記載しております。
- 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井上 幹也	他の会社の出身者													
田中 優子	他の会社の出身者													
寺嶋 一郎	他の会社の出身者													
藤本 ひかり	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 幹也			同氏は、2014年3月まで当社のクラウド事業における取引先である丸紅株式会社において業務執行者を務めておりましたが、同氏が所属していた営業部門は同社のクラウド利用にかかる取引の業務執行部門ではないこと及び同社と当社との取引の規模は本届出直近事業年度の当社の売上高に占める割合が10%未満であること並びにその取引内容の性質に照らして独立性基準に抵触する取引先には該当しないことから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	情報通信業界での豊富な経験・見識に基づき、主として事業活動・経営について高度な視野をもって客観的かつ中立の立場で監査を行っております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。

田中 優子				コンサルティング会社での助言業務の経験を持ち、現在は他社の取締役、監査等委員である取締役として活躍されていることから、当社における経営全般への助言及びコーポレート・ガバナンス強化への寄与など、適正な経営体制について客観的かつ中立の立場で監査を行っております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。
寺嶋 一郎				事業会社において情報システムに関わる要職を歴任されており、その高い知見と幅広い経験から、当社の取締役会に対して有益な助言を頂くとともに、客観的かつ中立の立場で監査を行っております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。
藤本 ひかり				公認会計士として事業会社での会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と経験を持ち、現在は他社の監査役としても活躍されていることから、当社における公平・公正かつ健全な経営体制について、客観的かつ中立の立場で監査を行っております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考え、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」における「監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項」について、「監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を必要に応じて置くことができる。」としており、現在は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はいないものの、対応できる体制を整えております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会及び会計監査人は、以下の項目に関して連携して行い、監査の質的向上を図っております。

- 相互の監査計画の説明及び報告
- 定期的な面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化

監査等委員会及び内部監査室は、以下に基づき全般的に連携して監査を実施し、定期的に会計監査人と情報共有を行っております。

- 相互の監査計画の説明及び報告
- 定期的な面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化

会計監査人と内部監査室は、以下の項目に関して定期的に情報共有を行っております。

- 相互の監査計画の説明及び報告
- 定期的な面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす監査等委員である社外取締役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度に加え、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

2019年5月29日開催の第20回定時株主総会において、当社の取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。当社の取締役報酬等の額は、2021年5月28日開催の定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)とご承認いただいております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員が、経営及び業績向上への参画意識を高めるとともに企業価値の向上に積極的に関与していくことを目的として、付与対象者を決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、報酬の決定につき取締役会から信任を受けた代表取締役大石良が、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して最終決定いたします。なお、今後の個人別報酬の額の決定方法については、金銭と株式を組み合わせた業績連動要素を高めた取締役報酬制度にする方針を取締役会で決議しております。引き続き詳細を検討し、2023年2月期より取締役報酬制度を改定する予定です。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、主として経営管理部及び人事部が行っております。取締役会資料は事前に配布し、十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明、質問等への回答などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

取締役会は、代表取締役社長 大石良、取締役 羽柴孝、取締役 大塩啓行、社外取締役 井上幹也、社外取締役 田中優子、社外取締役 寺嶋一郎、社外取締役 藤本ひかりの7名で構成されております。代表取締役社長 大石良を議長として、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定および監督を行っております。

監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員 井上幹也、監査等委員 田中優子、監査等委員 寺嶋一郎、監査等委員 藤本ひかりの4名(全員が社外取

締役かつ独立役員である監査等委員)で構成されております。常勤の監査等委員 井上幹也を議長として、原則として毎月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することにより、監査に関する方針・計画・方法、重要事項の報告、協議及び決議並びに監査実施状況等の監査等委員相互の情報共有を図っております。各監査等委員は、業務執行状況の監査を適宜実施しております。

会計監査人

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人の業務執行社員3名及び監査業務に係る補助者10名で構成されており、金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

経営会議

経営会議は、代表取締役社長 大石良、取締役 羽柴孝、取締役 大塩啓行の常勤取締役3名で構成されております。代表取締役社長 大石良を議長として各部長及び常勤の監査等委員が同席し、原則として毎週1回の定例経営会議を開催し、経営にかかる重要事項を速やかに実行するための検討審議とその結果報告等を行い、機動的な意思決定と情報共有に努めております。常勤の監査等委員 井上幹也は経営会議における意思決定プロセスの健全性や適正性を監査する目的で同会議に参加しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上のため、独立社外取締役4名を選任しております。

また、当社は、2021年5月28日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員4名(内、社外取締役である監査等委員4名)で構成される監査等委員会による監査はコーポレート・ガバナンスの強化と充実に資するものであるとともに経営監視機能として有効であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、他社の集中日を避けるとともに、株主が出席しやすい場所(公共交通機関の主要な駅の周辺等)を確保してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社IRサイトにて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算・年度決算公表後において、少なくとも年4回以上決算説明会を開催することとし、個人投資家の皆様とのコミュニケーションを充実させております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算・年度決算公表後において、少なくとも年4回以上決算説明会を開催することとし、アナリスト・機関投資家の皆様とのコミュニケーションを充実させております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイトにおいて、IR活動やIR資料などの当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的な開示を実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、経営管理部を担当部署として行います。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示マニュアル及びフェア・ディスクロージャー・ルールマニュアルにおいて、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	日本赤十字社様のプロジェクトを通してその活動に賛同し、寄附を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示マニュアルの整備及びフェア・ディスクロージャー・ルールマニュアルの整備に努め、情報提供の公平性を図ります。また、適時開示及び当社ホームページを通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
- (2)コンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
- (3)取締役及び使用人が、コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに、再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置する。
- (4)監査等委員会及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
- (2)取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
- (3)文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ管理責任者を定め、まず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。
- (2)当該損失の危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会への付議事項の検討審議とその結果報告等を行う会議体として経営会議を原則毎週1回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
- (2)取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
- (2)コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令遵守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
- (3)子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し担当取締役に定期的に報告させる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下「監査等委員会補助者」という。)が必要に応じて置くことができる。
- (2)監査等委員会補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査等委員会の承認を得なければならない。
- (3)監査等委員会補助者の職務は監査等委員会の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。
- (4)監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令下に置かれ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けられないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する事項

取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤の監査等委員に報告するものとし、監査等委員会において、常勤の監査等委員から報告する。ただし、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査等委員会に対して報告を行うものとする。

重要な機関決定事項

経営状況のうち重要な事項

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項

重大な法令・定款違反

その他、重要事項

8. 当社監査等委員会へ報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。

9. 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員から職務上必要と認められる費用(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について請求があるときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。なお、監査等委員会は、職務上必要と認められる費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役、重要な使用人及び社内各部署に対してヒアリング(必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を含む。)を実施することができるとともに、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。協力を求められた者

は必ずこれに応ずるものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との一切の関係を遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する総括責任者として、取締役大塩啓行を選任しております。

また、反社会的勢力排除の体制構築及び反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対策規程」を制定しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

・新規取引先・株主・役職員について

新規取引先について、インターネット検索、日経テレコンによる情報検索等により審査した後、経営管理部が反社会的勢力の該当性を判断しております。また、取引の開始時には、各種契約書等で、反社会的勢力に該当しないことを明記することとしております。

・既存取引先等について

既存取引先等に対しては、通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、定期的に調査・確認を実施する方針であります。

・既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社経営管理部を窓口として、警察の他、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を行う方針であります。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社経営管理部において、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

(f) 研修活動の実施状況

当社経営管理部は、今後役員及び全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化に努めます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

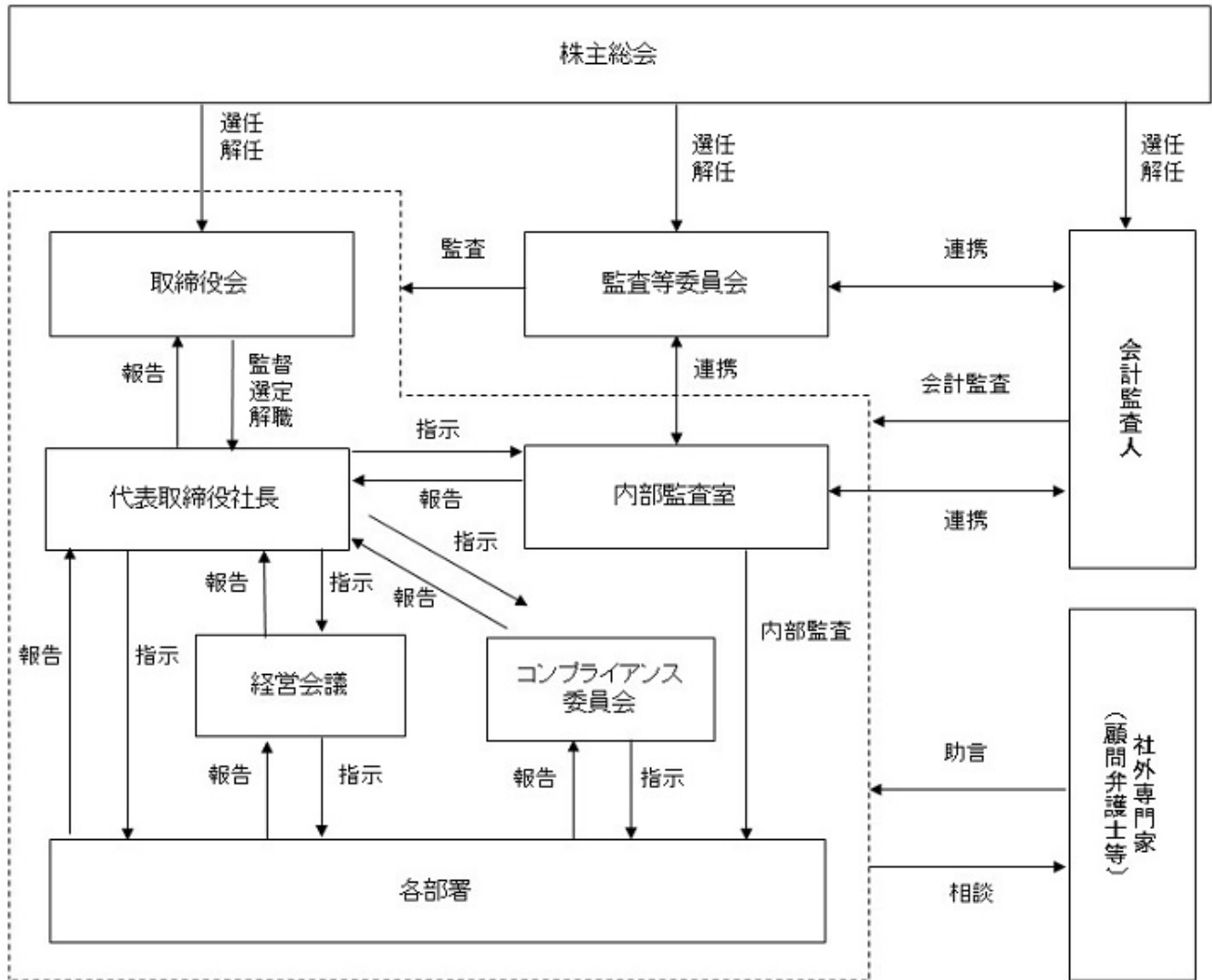
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項






当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



(1) 決定事実・発生事実に関する情報

開示フロー	必要手続き等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">決定事実・発生事実 に関する情報が生じた部門</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">▼</div>	<p>①決定事実・発生事実に関する情報が生じた部門は、経営管理部に報告を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営管理部 関連部門</div>	<p>②経営管理部は、適時開示責任者に報告を行い、必要に応じて関連部門を含めて開示要否を検討・協議する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div>	<p>③適時開示責任者は、開示が必要と判断した場合は経営管理部に開示資料案作成を指示し当該開示資料案をチェックする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営管理部</div>	<p>※開示資料案の作成 ※適時開示責任者へ報告</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div>	<p>④適時開示責任者は、チェック後の開示資料案について、経営会議または代表取締役社長の承認を得て、取締役会等の決定機関へ上程する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営会議 代表取締役社長</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">▼</div>	<p>※開示資料の承認 ※取締役会等の決定機関への上程</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">取締役会等</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">▼</div>	<p>※開示の最終決定 ※詳細事項の決定を代表取締役社長へ委任することの決議</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">▼</div>	<p>⑤適時開示責任者は、取締役会等の機関決定後、開示資料の最終チェックを行い経営管理部に開示を指示する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営管理部 ウェブサイト担当者</div>	<p>⑥経営管理部及びウェブサイト担当者は、TDnet への提出及び当社ホームページへの掲載にかかる手続きを実施する。</p>

(2) 決算情報、業績予想・配当予想等の修正に関する情報

開示フロー	必要手続き等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">決算情報、業績予想・配当予想等の修正に関する情報</div> 	<p>※経営管理部が決算情報、業績予想・配当予想等の修正に関する情報を認識</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営管理部 関連部門</div>	<p>①経営管理部は、適時開示責任者に報告を行い、必要に応じて関連部門を含めて開示要否を検討・協議する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div>	<p>②適時開示責任者は、開示が必要と判断した場合は経営管理部に開示資料案作成を指示し当該開示資料案をチェックする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営管理部</div>	<p>※開示資料案の作成 ※適時開示責任者へ報告</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div> 	<p>③適時開示責任者は、チェック後の開示資料案について、経営会議または代表取締役社長の承認を得て、取締役会等の決定機関へ上程する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営会議 代表取締役社長</div> 	<p>※開示資料の承認 ※取締役会等の決定機関への上程</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">取締役会等</div> 	<p>※開示の最終決定 ※詳細事項の決定を代表取締役社長へ委任することの決議</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">適時開示責任者</div> 	<p>④適時開示責任者は、取締役会等の機関決定後、開示資料の最終チェックを行い経営管理部に開示を指示する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">経営管理部 ウェブサイト担当者</div>	<p>⑤経営管理部及びウェブサイト担当者は、TDnet への提出及び当社ホームページへの掲載にかかる手続きを実施する。</p>